

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（平成 17 年松江市規則第 161 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(飼養管理及び返還料の徴収)</p> <p>第 10 条 法第 23 条第 2 の 3 の規定による犬の抑留中の飼養管理及びその返還に要する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 犬の抑留中の飼養管理に要する費用 (抑留された日の分を除く。) 1 頭 1 日 につき <u>540 円</u></p> <p>(2) 犬の返還に要する費用 1 頭につき <u>4,200 円</u></p>	<p>(飼養管理及び返還料の徴収)</p> <p>第 10 条 法第 23 条第 2 の 3 の規定による犬の抑留中の飼養管理及びその返還に要する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 犬の抑留中の飼養管理に要する費用 (抑留された日の分を除く。) 1 頭 1 日 につき <u>360 円</u></p> <p>(2) 犬の返還に要する費用 1 頭につき <u>3,500 円</u></p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。